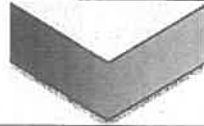


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後 3 か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後 3 か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第 21 部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 1月 7日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 吉 川 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 1月 22日 午前 9時00分から 令和 8年 1月 29日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 2月 4日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 2月 13日 午前 11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 2月 5日 午前 9時20分から 令和 8年 2月 9日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 1月 7日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	33,150,000 26,520,000		6,630,000	94,244	20,194
			</		



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊島区北大塚二丁目 3 1 番地 8

建物の名称 センシア山手大塚

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北大塚二丁目 3 1 番 8 の 5 1 5

建物の名称 5 1 5

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 5 4 . 6 5 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区北大塚二丁目 3 1 番 8

地 目 宅地

地 積 2 2 7 8 . 5 0 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 6 3 7 9 5 9 分の 5 7 3 3



物 件 明 細 書

令和 7年11月13日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 吉 川 直 子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊島区北大塚二丁目 31 番地 8

建物の名称 センシア山手大塚

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北大塚二丁目 31 番 8 の 515

建物の名称 515

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 54.65 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区北大塚二丁目 31 番 8

地 目 宅地

地 積 2278.50 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 637959 分の 5733



令和 7年(ケ)第 81号
令和 7年10月 9日受理
令和 7年11月 5日提出
(評価人 塩入 晋)

現況調査報告書

東京地方裁判所
執行官 平 良 栄 一 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊島区北大塚二丁目31番地8

建物の名称 センシア山手大塚

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北大塚二丁目31番8の515

建物の名称 515

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 54.65平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区北大塚二丁目31番8

地 目 宅地

地 積 2278.50平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 637959分の5733



不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		東京都豊島区北大塚二丁目31番5-515号 センシア山手大塚	
建物		物件1	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
	物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況		☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況		管理費等の月額は下記のとおり 管理費 7,600円 修繕積立金 10,300円 自転車置場使用料 200円 インターネット使用料 2,289円 町会費 200円	令和 7年 9月30日現在 ☒ 滞納はない ☐ 滞納がある 年 月分～ 年 月分 計 円 ☐ 不明
管理費等照会先		東京互光株式会社	
その他の事項			
敷地権		符号1	
現況地目	☒ 宅地（符号 1 ） ☐ 公衆用道路（符号 ） ☐ （符号 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
敷地権の種類	☒ 所有権（符号 1 ） ☐ 地上権（符号 ） ☐ 賃借権（符号 ） ☐ （符号 ）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分		☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ） 第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
敷地権以外の土地（目的外土地）		☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
土地建物の位置関係		☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
本件建物管理人	本件建物の玄関ドアについては、現在、直されており、玄関ドアの鍵は建物所有者が持っています。 現在、本件建物には誰も居住はしていませんが、たまに本件建物所有者が来て、建物内の荷物を整理しているようです。 (令和7年10月21日面接聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執 行 官 の 意 見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 本件建物は、令和6年1月21日に火災が発生した建物であるが、玄関ドアや建物内など一部が修復されている状態であった。
- 3 令和7年10月30日解錠の上、本件建物内に立ち入ったところ、本件建物については、建物所有者が占有しているものと認定した。
- 4 本件建物の占有については、もともとは建物所有者の子が使用していたようであるが、関係人の陳述によれば、現在、建物の玄関ドアについては取り替えられており、その玄関ドアの鍵については、建物所有者が所持していること、建物内の状態についても片付けられてはいるものの、住居として使用されている形跡がないこと等から、既に建物所有者の子の占有は離脱されており、現在は、建物所有者の占有下にあるものと認定した。
- 5 評価人の調査によれば、符号1の土地に南西から西側、北側及び南東側で接する道路は全て区道であり、南西側から西側及び南東側の道路は建築基準法42条1項1号道路、北側で接する道路は、建築基準法42条1項1号及び建築基準法42条2項道路とのこと。
- 6 以上の調査結果から、2枚目記載のとおり報告する。

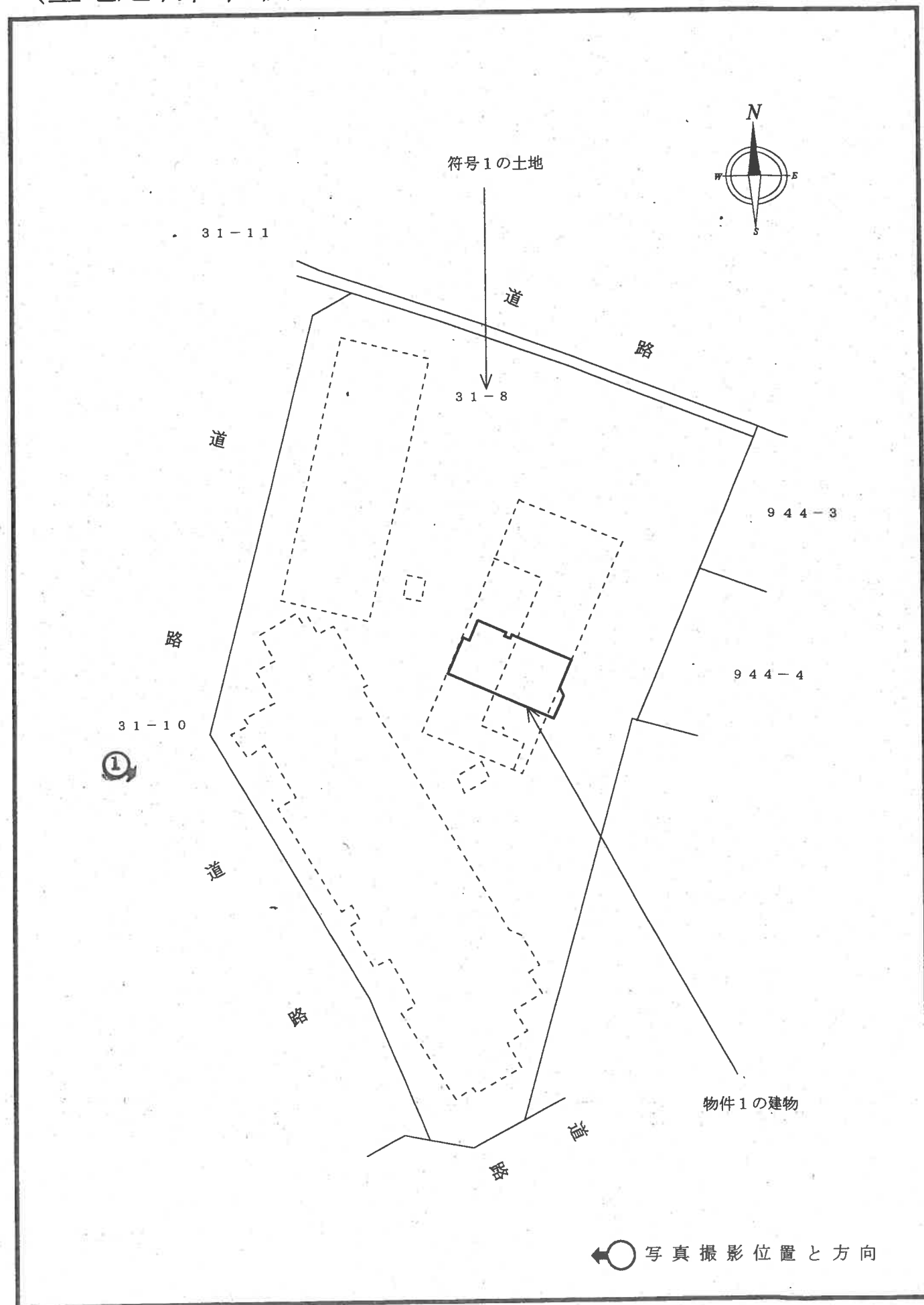
以 上

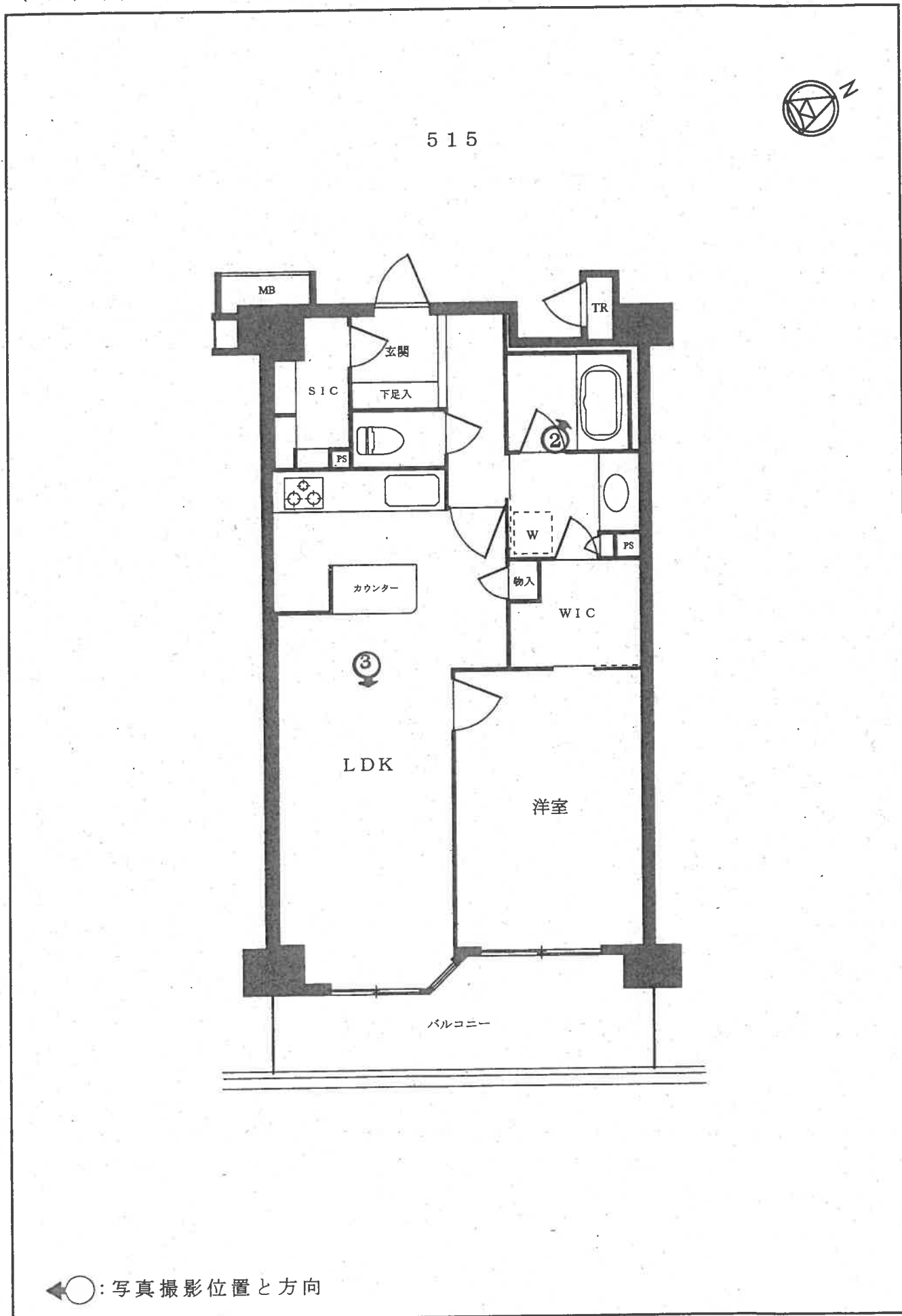
調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年10月15日 : - :	当庁 (郵便)	■ライフライン調査
7年10月21日 10:40-11:00	当庁 (郵便) 物件所在地	■建物所有者に対し占有権原に関する照会書送付 ■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■建物使用者に対し通知書及び占有権原に関する照会書差置 ■建物管理人より面接聴取
7年10月22日 : - :	当庁 (電話・FAX)	■管理会社に対し管理費等の照会
7年10月30日 11:00-11:50	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。 ■ 令和 7年10月30日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 (写真3葉添付)		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

(土地建物位置関係図)

令和 7 年 (ケ) 第 8 1 号







1



2



3

令和 7 年（ケ）第 81 号
令和 7 年 10 月 30 日 現地調査
令和 7 年 10 月 31 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 塩 入 晋

第1 評価額

物件番号	評 価 額
物件1	金 33,150,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 豊島区北大塚2-31-5 (マンション名、部屋番号) センシア山手大塚 515号室
番号	特 記 事 項		
1	目的物件内で令和6年1月に火災が発生している。		

※現況欄の記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 豊島区北大塚二丁目31番地8

建物の名称 センシア山手大塚

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 北大塚二丁目31番8の515

建物の名称 515

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 5階部分 54.65平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 豊島区北大塚二丁目31番8

地 目 宅地

地 積 2278.50平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 637959分の5733

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R 山手線「大塚」駅の北方約300m(道路距離、徒歩約4分)、都電荒川線「大塚駅前」駅の北方約300m(道路距離、徒歩約4分)、東京メトロ丸ノ内線「新大塚」駅の北方約960m(道路距離、徒歩約12分)、豊島区北大塚2丁目31番街区に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	高層マンションや一般住宅等が見られる住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60% (指定) 300% (指定) 準防火地域 第三種高度地区、日影規制5h:3h:/4m
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	2,278.50㎡ (登記記録) ほぼ台形 南西間口約44m・最大奥行約57m 南向き緩傾斜地 特になし
接面道路の状況等	南西側から西側で幅員約6.25mの舗装区道(建築基準法42条1項1号該当)に、北側で幅員約3m～4mの舗装区道(建築基準法42条1項1号及び42条2項該当)に、南東側で幅員約4mの舗装区道(建築基準法42条1項1号該当)に、南側でやや高く、他でほぼ等高に接面する三方路地。	
土地の利用状況等	後記一棟の建物の敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設 (基本的には敷地内 への引き込みの有無 を基準としている)	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
敷 地 権 の 表 示	敷 地 権 の 種 類 敷 地 権 の 割 合	所有権 637,959分の5,733
特 記 事 項	・ 当該敷地は開発許可を受けた履歴がある。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	センシア山手大塚	
建物の用途	共同住宅（総戸数117戸）	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成15年11月25日新築 約22年 約28年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根9階建 延床面積 7,053.97㎡（登記記載）	
仕様	外壁：45二丁掛磁器質タイル貼、一部吹付タイル	
設備等	オートロック、エレベーター、管理室、ゴミ置場、駐輪場、駐車場等	
建物の品等	普通	
管理の形態等	管理組合 管理会社 管理形態	あり 東京互光株式会社 委託
管理の状況	普通	
特記事項	・ 台帳記載事項証明書によると、確認済証及び検査済証が交付された記録がある。	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄筋コンクリート造1階建・居宅	
位 置	5階 (515号室) 主要開口部の方位：東向き	
床 面 積	専 有 面 積	54.65㎡
	共用部分を含む 現 況 床 面 積	63.65㎡
間 取 り	1LDK	
バルコニー等	東側にバルコニーがある。	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備	ビニールクロス等 フローリング等 ビニールクロス等 キッチン、浴室、トイレ、ウォークインクローゼット、 シューズインクローゼット、トランクルーム等
保守管理の状態	劣る。火災による焼損は目視した限り、ある程度修繕されているものの、 壁紙の変色や破れ、床フローリングの浮き、浴室天井の煤などが見られ る。また、目視できなかった部分や配管等が損傷している可能性もある。 設備の作動確認はしていない。	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 自 転 車 使 用 料 インターネット使用料 町 会 費 そ の 他 滞 納 額 等 遅 延 損 害 金	7,600円 (月額) 10,300円 (月額) 200円 (月額) 2,289円 (月額) 200円 (月額) なし なし (令和7年9月30日現在、以下同じ) なし
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	自用	
特 記 事 項	特になし	

第5 評価額算出の過程

本件は都市型の区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有すること
も社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求め
て、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記の
とおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比
準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率
を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再 調 達 原 価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) エ
393,000	× 63.65㎡	× 0.39	= 9,760,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産税・都市計画税関係証明書記載の現況床面積(共用部分を含む)を採用。

ウ 現価率：

- ・ 経過年数約22年、経済的残存耐用年数約28年、観察減価率30%(保守管理の状況を考慮した)
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数÷(経過年数+経済的残存耐用年数)×(1-観察減価率)

現価率 = 28年 ÷ (22年 + 28年) × (1 - 0.30) = 0.39 (小数第3位を四捨五入)

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

② 敷地権価格

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更 地 価 格		地 積 (㎡)	建付減価	敷地権の割合	敷 地 権 価 格 (円)
標準画地価格 (円/㎡)	個 別 格 差				
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
839,000	× 1.04	× 2,278.50	× 1.00	× 5,733/637,959	= 17,870,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口・奥行、規模等）等が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 豊島-18

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 1,090,000\text{円/㎡} & \times & 112/100 & \times & 100/101 & \times & 100/144 & = & 839,000\text{円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：令和7年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：二方路を補正した。

地域格差：公示地等の所在地域は、対象地域に比して交通接近条件等でやや劣るが、環境条件で優ること等を考慮して地域格差を判定した。

イ 個 別 格 差：三方路等を考慮した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：必要なし。

オ 敷地権の割合：登記記載による。

カ 敷 地 権 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	占有減価 修正 オ	積算価格 (円) カ
(9,760,000)	+ 17,870,000)	× 1.70	× 1.00	× 1.00	= 46,970,000

ア 建物価格：前記1①エ

イ 敷地権価格：前記1②カ

ウ 価格補正：同一マンション並びに周辺類似のマンション取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個別格差：階層別補正 … 1.00 （対象＝5階・基準階＝5階）

位置別等補正… 1.00 （中間住戸）

その他 … 1.00 （なし）

相乗積 1.00 × 1.00 × 1.00 = 1.00

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的な収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法(Discounted Cash Flow法)による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるので、必ずしも想定の賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の有効純 収益現価の合 計	正 味 復 帰 価 格 の 現 価					収 益 価 格
	4年目の 有効純収 益	最終還元 利回り	3年目期末 復帰価格※1 $イ \div ウ \times (1 - 0.03)$	複利 現価率 ※2	正味復帰 価格現価	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
(円)	(円)	(%)	(円)		(円)	(円)
3,740,153	1,823,832	4.6	38,459,066	0.8813	33,893,975	37,630,000
(9.9%)					(90.1%)	(100.0%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 4.3\%)^3 = 0.8813 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中(第1期～第3期)に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後(4年目)の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格と収益価格を下記のとおり試算した。

積算価格は、対象不動産を再調達する場合の費用性に着目して求めた価格であり、本件においては市場性にも留意して求めたものである。

収益価格は、対象不動産が将来生み出すと予想される収益性に着目した理論的な価格で、投資用不動産の評価では重視される価格である。

目的物件は広めの1LDKタイプのマンションであり、自己使用目的や転売目的の需要が相対的に強いと考えられるため、積算価格を重視することにより、調整後の価格を下記のとおり求めた。

①積算価格	46,970,000 円
②収益価格	37,630,000 円
③調整後の価格	46,040,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格 (円)	市場性 修正	競売市場 修正	滞納管理費等 相当額の減価	その他の控除 (敷金等)	評 価 額 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
46,040,000	× 0.90	× 0.80			= 33,150,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：過去の火災による心理的嫌悪感やリフォーム費用が高む可能性等を考慮して、
△10%の市場性修正を行った。

ウ 競売市場修正：「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額。本件の場合なし。

オ その他の控除(敷金等)：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の場合なし。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数処理を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格（豊島-18）

所 在： 豊島区駒込4丁目15番41「駒込4-10-16」

価 格： 1,090,000円/㎡

位 置： 「駒込」駅、道路距離500m

価 格 時 点： 令和7年1月1日

地 積： 1877㎡

供給処理施設： 水道、ガス、下水

接 面 街 路： 北東側6.0m区道

用 途 指 定 等： 第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率300%）、
準防火地域 等

地 域 の 概 要： 中層マンションのほか一般住宅等もある住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

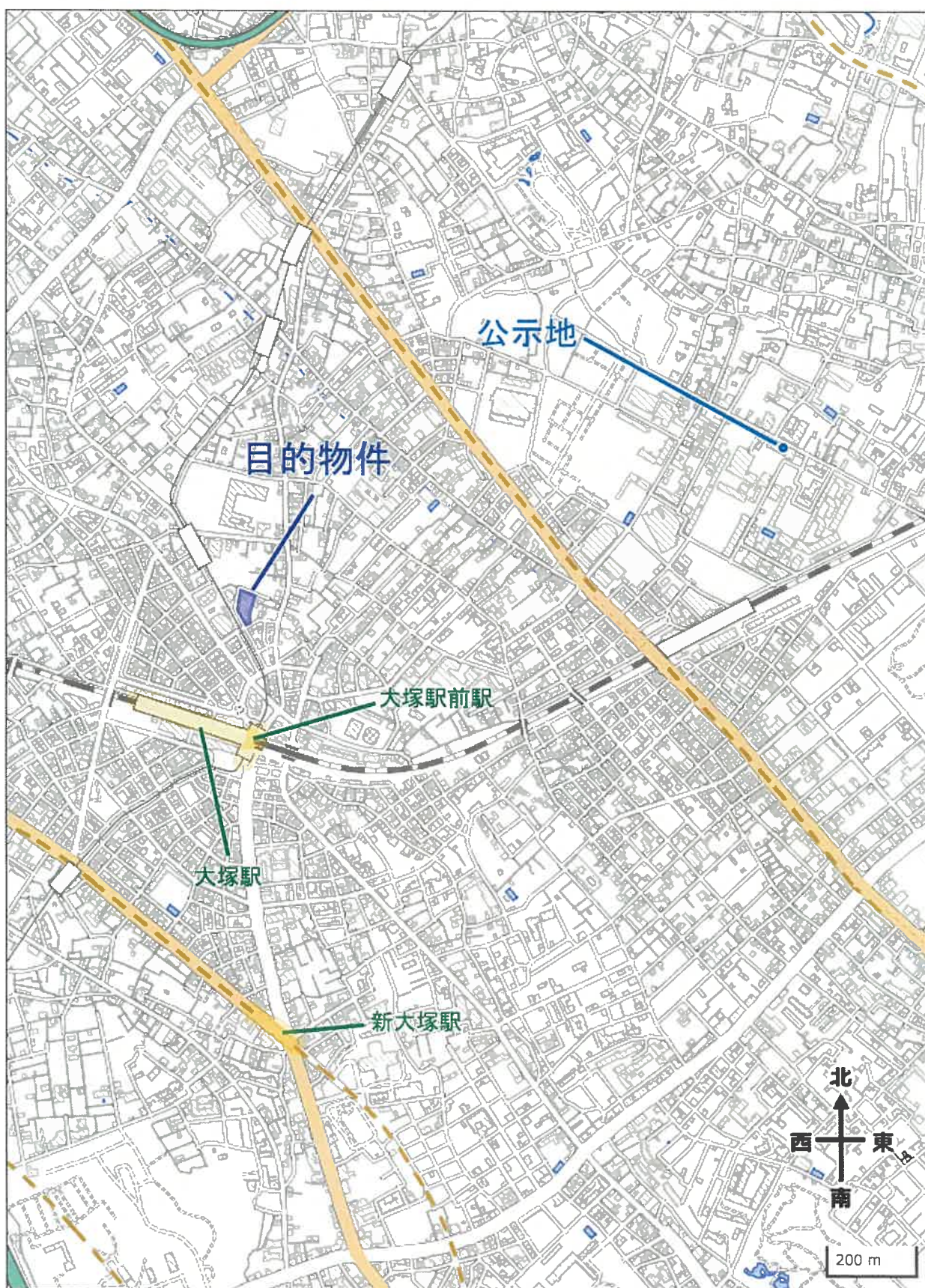
以 上

令和7年10月31日

評価人 不動産鑑定士

塩 入 晋

位置図

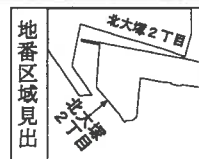


出典：地理院地図

公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	豊島区北大塚二丁目				地番	31番8			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(東京法務局豊島出張所管轄)

※原図を縮小 (A3判→A4判)

令和7年2月4日

東京法務局台東出張所
登記官

整理番号: H21644-1
(1/1)



建物図面・各階平面図写

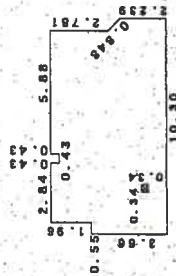
登記年月日：平成15年12月4日

各階平面図

家屋番号 北大塚二丁目
31番8の515

建物の所在 豊島区北大塚二丁目31番地8

建物の存する部分 5階
建物番号 515



求積表

3.66 X 0.55	=	2.0130
5.62 X 9.15	=	51.4230
(2.239 + 2.839) X 0.60 X 1/2	=	1.52340
- 0.43 X 0.43	=	-0.1849
- 0.34 X 0.34	=	-0.1156
計		54.65890
床面積		54.65 m ²

※原図を縮小 (A3判→A4判)



単位：メートル

283135

申請人

縮尺 1/250

平成15年11月26日作成

作製者 土地調査士

縮尺 1/500

(東京土地家屋調査士会用紙)

平成15年12月4日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(東京法務局豊島出張所管轄)

令和7年2月4日

東京法務局台東出張所

登記官

整理番号：H21643-1